

平成28年度第1回森林審議会森林保全部会議事録

- 1 日時 平成29年1月13日(金) 午前4時から午後5時まで
- 2 場所 長野県庁議会棟 501号会議室
- 3 出席委員(五十音順・敬称略)
北原曜、平林明人、細川忠國、安原輝明 計4名
- 4 説明のために出席した者
長野県林務部森林づくり推進課(事務局): 宮宣敏、三澤雅孝、柏木和之、神崎辰哉
上伊那地方事務所林務課: 森口勝也
三峰川電力株式会社
株式会社シリウス

- 5 会議に付した事項
「10ヘクタールを超える林地開発許可(太陽光発電施設の建設)の適否について(諮問)」

6 審議

○開会(事務局)

本日は年始の大変お忙しいところご参集いただき、誠にありがとうございます。ただ今から、平成28年度第1回長野県森林審議会森林保全部会を開会いたします。本日は、保全部会委員定数5名のところ、鈴木委員が所用により欠席でございますので、4名の委員の皆様により保全部会を進めさせていただきます。なお、森林保全部会は部会委員の半数をもって成立することとなっておりますので、本会は成立していることを会議に先立ち、ご報告させていただきます。

本日の議事は、お手元の次第にございますとおり、「10ヘクタールを超える林地開発許可(太陽光発電施設の建設)の適否について」でございます。なお、本日の会議は公開で行い、会議の状況につきましては、後日、県のホームページにて掲載させていただく予定ですので、予めご了解をお願い致します。

それでは、開会に当たりまして、森林づくり推進課長の宮から、ごあいさつ申し上げます。

○森林づくり推進課長あいさつ

本日は、年始のお忙しい中、平林部会長をはじめ、委員各位におかれましては、「長野県森林審議会保全部会」に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より、本県の森林・林業施策の推進に、多大な御協力をいただいておりますことに、心よりお礼を申し上げます。この「保全部会」は、森林法施行令並びに同施行細則の規定に基づき、特に森林の保全に関する事項を審議するため、森林審議会に設置された部会で

ございまして、森林法に基づく林地開発行為の許可、保安林の解除及び森林病虫害等防除法に基づく区域指定や基準策定などについて、ご審議をいただくこととなっております。本日は、「大規模太陽光発電施設の建設」に係る林地開発計画について、諮問させていただきますが、この案件は、森林法第10条の2第1項で定める「開発行為」並びに長野県林地開発事務取扱要領で定める「森林面積が10ヘクタールを超える開発行為」に該当するものでございます。本件は、大規模太陽光発電施設いわゆる「メガソーラー発電施設」の建設に係る林地開発計画であり、本県でご審議いただくメガソーラー発電施設は、昨年度に引続き2件目となります。昨今の状況を踏まえ、昨年度、地域住民との合意形成に係る手続きを明確にするなど林地開発事務取扱要領を大きく改正させていただいておりますが、要領改正後は初めての案件となります。

委員各位におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますよう、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げ、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○議長就任（事務局）

本審議会の議長は、森林法施行細則第11条の規定によりまして、本部会の部会長が務めることとなっておりますので、平林部会長どうぞよろしくお願いいたします。

○議長あいさつ

年度末のお忙しい中、皆様のご出席を頂き、当会が開催できますことに感謝申し上げます。

皆様の専門的な、また、幅広いお立場からご審議を頂きますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議事録署名委員の指名

それでは、議事を進めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

議事に入る前に、森林法施行規則第15条に定めます、議事録署名委員についてであります、議長の指名により決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、北原曜、安原輝明委員にお願いいたします。

○議事

それでは、議事に移ります。はじめに、諮問事項の「10ヘクタールを超える林地開発許可（太陽光発電施設の建設）の適否について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局

（資料1により林地開発許可制度内容等を説明）

○事務局

（資料2により林地開発許可申請内容を説明）

○議長

ただいま、事務局から開発計画の概要について説明がありました。

本日は、現時点で委員の皆さんから、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○細川委員

市町村長の意見書が資料として添付されていないため、確認できるようにお願いしたいです。住民の同意等についても同様に確認できるようにお願いしたいです。

○事務局

今回の部会では、資料を用意するようにします。

○北原委員

住民意見で総論が賛成であっても、意見等が出ている場合も考えられると思います。そういったことも確認できるようにお願いしたいです。

○事務局

今回の部会では、資料を用意するようにします。

○細川委員

事業完了後の撤去については、事業者はどのように完了後の原形復旧を担保しているのでしょうか。今回の事業者は地元の企業ですが、外資系企業等では心配な場合もあります。事業者は撤退することもできますが、地元の住民は逃げることができないので、しっかりと原形復旧を担保することが重要だと思います。

○事務局

次回に資料を出して詳細を説明させていただきますが、一時利用計画書に明記し、事業者と地元住民、土地所有者で事業完了後の取扱いについて明記した協定を締結予定です。また、事業者と土地所有者との賃貸借契約の中でも保証される予定です。

○北原委員

計算結果だけでは判断できないため、洪水調整池等の計算書も添付をお願いできないでしょうか。兵庫県の保全部会では、全て出しており、計算結果もチェックしていました。

○事務局

今回の資料では添付するようにします。

○北原委員

盛土の安定計算について、以前お尋ねしましたが、その結果はどうでしょうか。

○事務局

安定計算を実施し、安定する計算結果にはなっていますが、最終的には施工時にも試験をし、施工することとなります。詳細は次回の部会までにお示しします。

○安原委員

資料34ページの写真中央に、見える区域は何でしょうか。

○事務局

他の事業者が設置した太陽光発電施設です。

○安原委員

今回の計画は既設の続きとなるのでしょうか。

○事務局

今回とは事業者も区域も別となります。

○安原委員

前回の事業で、何か問題は生じていますでしょうか。

○事務局

問題は起こっていません。

○安原委員

アカマツとカラマツの混交林とありますが、もともとはカラマツの人工林だったのでしょうか。

○事務局

基本的にはカラマツの人工林ですが、部分的にアカマツが残っている状況です。

○議長

（市町村長の意見書の写しを配布後）市町村長は、全て異議なしという意向のようですね。

○事務局

異議なしとの回答を頂いています。

○議長

ほかにございますか。

(意見等なし)

他にないようですので、これで第1回審議会の議事を終了します。

本件は、平成29年1月30日に予定されております、第2回森林審議会森林保全部会にて、現地調査を行い、引続きご審議頂いた上で、答申させていただく予定です。本日の資料をお持ち帰り頂き、追加の意見・質問等がある場合は、事務局へ提出願います。

それでは、以上をもちまして、議長の任を解かせていただきます。

御協力ありがとうございました。

○事務局

平林会長さま ありがとうございます。

本日の御審議、誠にありがとうございました。引続き1月30日に予定しております第2回につきましても、よろしくお願いいたします。また、当日は現地調査を予定しておりますが、追加の意見等があれば、事務局までご連絡をお願いします。

それでは以上をもちまして、長野県森林審議会 保全部会を終了させていただきます。

平成29年1月13日

議事録署名人 北原 曜 印

議事録署名人 安原 輝明 印